

(写)

7生都平第49号

東京都男女平等参画審議会

東京都男女平等参画基本条例第15条の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

令和7年4月18日

東京都知事

小池百合子

記

諮問事項

「東京都男女平等参画推進総合計画」の改定に当たっての基本的考え方について

諮問の趣旨

東京都は、全ての都民が、性別に関わりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に参加し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、平成12年3月に「東京都男女平等参画基本条例」を制定した。

また、本条例に基づく行動計画として「東京都女性活躍推進計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」から構成される「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定し、男女平等参画社会の実現に向け、都の施策並びに都民や事業者の取組を総合的かつ計画的に推進してきた。

都は、本計画が令和8年度末で終了することから、国や都の男女平等参画を巡る状況を踏まえ、改定に向けて取り組む必要がある。

東京の現状を見ると、これまでの取り組みは一定の成果をあげつつあるが、今もなお、働く場における男女間格差、根強く残る性別による固定的役割分担意識や無意識の思い込み、女性の負担が重い家事・育児・介護などの役割、深刻な男女間の暴力など、今なお、解決されていない様々な課題が存在する。

このため、全ての世代の男女の理解の下、職場や家庭を始めとするあらゆる分野での男女平等参画社会の実現に向けて、都、区市町村、都民、企業・地域団体等が主体的に役割を果たしつつ、それらの関係者が一体となって取り組むため、計画の改定に当たっての基本的な考え方について諮問するものである。